

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月 24日

住 所 東京都渋谷区代々木2-2-2

事業者名 ジェイアールバス関東株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 中 村 泰 之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有するバス車両においては、2019年度末時点のノンステップバス導入率は約61%（適用除外車両を除く）である。車両更新にあたっては地域の事情にあわせてノンステップバスへの置き換えを進めいく。
- ・高速乗合バス車両においてはリフト付きバスを1両保有している。2階建てバスの車両更新時には車いすスペースを1席確保した海外製車両の導入を順次進めている。

(2) 教育訓練に関する事項

- ・サービス介助士資格取得を支援し、支店に配置する。
- ・知識や技術のブラッシュアップを図る研修を定期的開催。
- ・支店ごとのサービスリーダーが中心となり社内サービス目標マニュアルの改善、実践を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	2020年度の新規導入を予定していない。
ノンステップバス	2両以上置き換える計画。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・のりば係員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高速乗合バスでは、東京駅バスターミナル係員が乗務員と連携してスムーズな乗降介助に努める。(2019 年度～) ・一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める。(2019 年度～) ・お困りのお客さまを見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動を展開している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び営業所への事前お問い合わせをホームページに掲載している。(2019 年度～)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに安心してご利用いただくために、サービス介助士資格を習得した社員を増員。 ・知識や技術のブラッシュアップを図る研修を定期的開催。 ・車いす使用旅客の乗降、車いす固定等の訓練を繰り返し実施する

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格と同等程度のサービススキルをもった社員の育成に努める。 ・鉄道事業者や他のバス事業者等との連携を強化して、バスのりばまでスムーズなサポート体制に 向けて日頃からの関係強化に努める。 ・当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取り組みの改善状況をホームページで紹介する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
社員の技術向上	<ul style="list-style-type: none">・お客さまに安心してご利用いただくために、サービス介助士資格を習得した社員を増員。・知識、技術のブラッシュアップを図る研修の開催。・車いす使用旅客の乗降、車いす固定等の訓練を繰り返し実施する	高齢化社会、オリンピック・パラリンピックに柔軟に対応し、より一層の安全・安心な輸送を実現するため。

V その他計画に関連する事項

車いす固定設備、器具の整備点検を定期的実施

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。